

12 育児用施設

《基本的考え方》

乳幼児連れの保護者等が、外出をしたり、社会参加をする上で、安心して子育てができる環境整備が必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】床面積の合計が 5,000 m²以上の建築物

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が5,000 m ² 以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの	病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館
育児用施設	条例第7条第1項に規定する 育児用施設 を設けること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設を1以上設けるとともに、その位置を表示しなければならない。
案内表示	育児用施設 の出入口又はその付近に、 育児用施設 が設けられている旨の適切な表示をすること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

【2】床面積の合計が 2,000 m²以上 5,000 m²未満の建築物

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するもの（努力規定）	-
育児用施設	育児用施設 を設けるよう努めること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑に利用することを妨げない場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設を1以上設けるとともに、その位置を表示しなければならない。
案内表示	育児用施設 の出入口又はその付近に、 育児用施設 が設けられている旨の適切な表示をすること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
育児用施設	乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所	同左

《解説》

【育児用施設】子育て補助として、育児用施設を独立した部屋に設けることが望ましいが、設置場所を確保することが困難な場合には、待合室等の一部を利用して場所を設ける。また、「乳幼児を連れた者が長時間利用するもの」とは、病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、社会福祉施設等である。

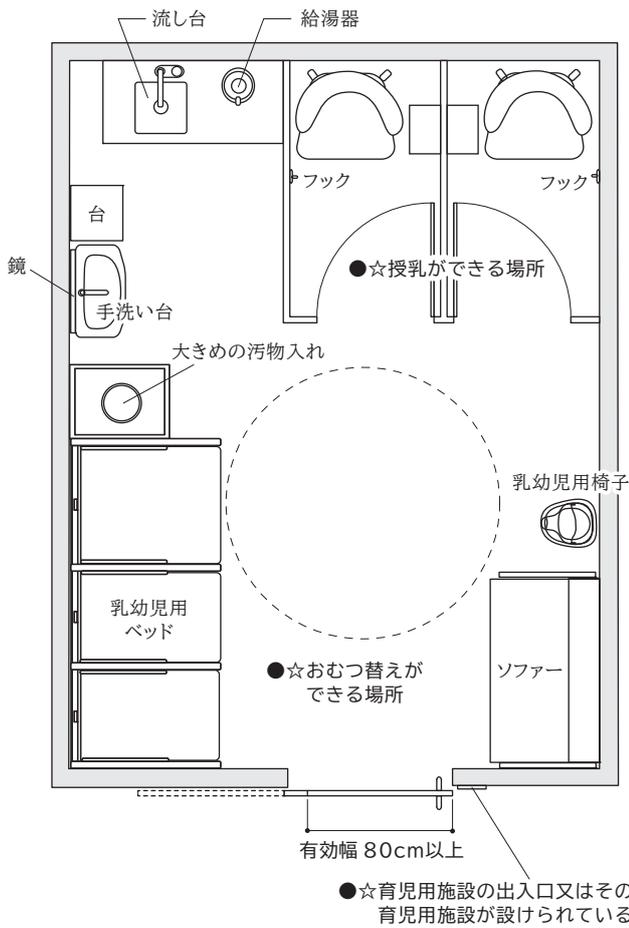
【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

《望ましい整備》

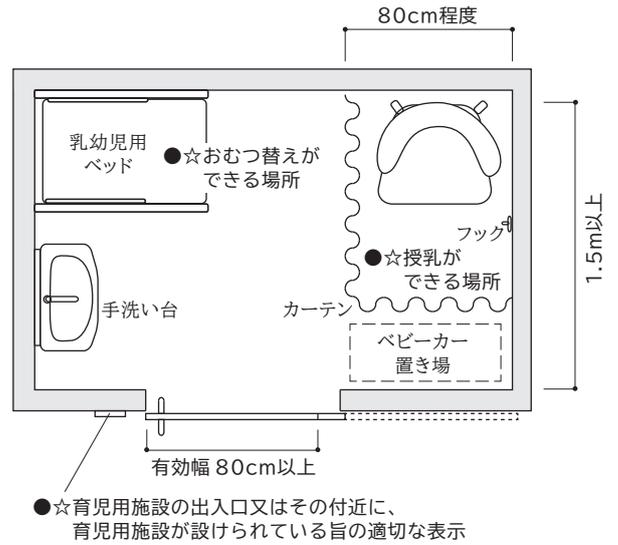
- ・育児用施設には、給湯及び哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。
- ・授乳のできる場所は、カーテンで仕切るなどプライバシーを確保し、男性も利用できるようにする。
- ・主要な案内板には育児用施設の案内表示を行う。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

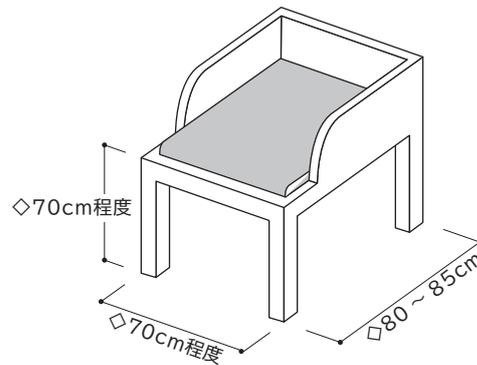
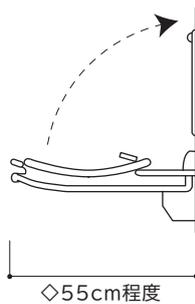
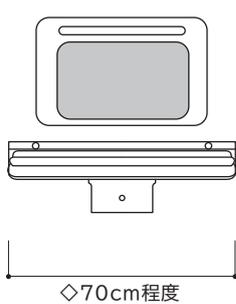
《授乳、おむつ替え設備の例》



《小規模な授乳室の例》



《おむつ替えのできる乳幼児用ベッド》



《育児用施設に関連するサインの例》 ※ 案内用図記号 (JIS Z 8210)



ベビーケアルーム
 Baby care room
 (2019年7月20日～)



授乳室 (男女共用)
 Nursing room
 (2020年5月20日～)



ベビィチェア
 Baby chair
 (2020年5月20日～)



おむつ交換台
 Diaper changing
 table
 (2020年5月20日～)



乳幼児用設備
 Nursery
 (~2019年7月19日)